

公益社団法人 茨城県臨床検査技師会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人 茨城県臨床検査技師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、臨床検査に関する技術及び知識の向上を図り、検査の適正を確保するとともに併せて県民の健康づくりを推進し、もって学術及び科学技術の振興と公衆衛生の向上を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市民公開講演などの疾病啓発事業
- (2) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- (3) 臨床検査の精度管理に関する調査及び研究事業
- (4) 行政機関及び医療関係団体等との連携及び協力する事業
- (5) 機関誌の発行事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は茨城県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 茨城県内に勤務する者又は、茨城県内に居住する者で臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 貢助会員 正会員以外の者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人の事業に顕著な功労があった者、又は学識経験者で理事会の推薦に基づき総会の承認を得た個人又は団体

(会員資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時、正会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款及びその他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により、会員を除名するときには総会においてその会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は次のいずれかに該当するときには、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき

(4) 当該会員が死亡、又は解散したとき

(5) 総正会員が同意したとき

(拠出金品の不返還)

第11条 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の承認
- (5) 事業計画及び予算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎年度5月に1回開催するほか、臨時総会として3月及び必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) そう正会員の議決権の5分の1以上の決議権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があつたとき

3 第1項の通常総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の請求があったときにはその請求の日から30日以内の日を総会の日として臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することとなるときには、2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員のうちから選出する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することは出来ない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の議決権の過半数の同意を持って決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多數をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案の決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員もしくは他の理事を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、17条及び19条の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数、又は理事の定数及び現在数
- (3) 出席した正会員数（書面決議及び決議権委任者を含む）及び理事氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他の法令で定められた事項

2 議事録には、議長の他、出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人及び会長の3名以上が署名しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名（1名は外部監事とする）

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、3名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事会は、会長、副会長及び常務理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務遂行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了とする時までとする。

4 増員された理事の任期は現任者の残存期間とする。

5 理事又は監事の再任はさまたげない。

6 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときには、総会において、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会におい

て定める金額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第29条 この法人の事業達成のために任意の機関として、3名以内の顧問を置く事ができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて会長に助言する。
- 4 顧問の報酬は、無報酬とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(事務職員)

第30条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には若干の職員を置く。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議長)

第35条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がそれにあたる。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産として理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算書等)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 每事業年度の経過後3ヶ月以内に、法令で定めるところにより、計算書類、財産目録等を行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の同意を得なければならない。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公 告

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条
第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長を直井芳文、副会長を門馬敏郎、池澤 剛、常務理事を根本誠一、川崎智章とする。